

[05-05]九州大学大型計算機センター広報表紙奥付等

<https://hdl.handle.net/2324/1468009>

出版情報：九州大学大型計算機センター広報. 5 (5), 1972-10-16. 九州大学大型計算機センター
バージョン：
権利関係：

九州大学大型計算機センター図書室運営内規

第1条 九州大学大型計算機センター図書室（以下「図書室」という。）は図書室に備付けの資料（以下「図書」という。）を管理する。

第2条 図書を次の各号に掲げるとおりに分ける。

- (1) 貴重図書
- (2) 普通図書
- (3) 辞書類
- (4) 計算機マニュアル類
- (5) 雑 誌
- (6) そ の 他

第3条 次に掲げる者は、図書を閲覧することができる。

- (1) 本学の教職員および大学院学生
- (2) 出張利用のためセンターに滞在している者（以下「滞在者」という。）
- (3) その他図書委員長が必要と認めた者

2 前項の(2)(3)に該当する者には、必要に応じて閲覧許可書を交付する。

第4条 図書の閲覧を希望する者は、九州大学の身分証明書、学生証または閲覧許可書を掛員に提出し、閲覧証書に所要事項を記入しなければならない。

第5条 図書は、図書室で閲覧しなければならない。

第6条 退室の際は、図書を返却し、身分証明書、学生証または閲覧許可書と引換えるものとする。

第7条 閲覧時間は、次のとおりとする。

- (1) 平 日 午前9時から正午まで。
午後1時30分から午後5時まで。
- (2) 土 曜 日 午前9時から正午まで。

第8条 日曜日、および祝祭日は、休室とする。ただし、図書室の都合により臨時に休室することがある。

第9条 次の表の左欄に掲げる者は、右欄に定める期間、図書を帯出することができる。

種 類	図 書	
	普通図書	雑 誌
帯 出 者		
本学の教職員および大学院学生	2 週 間	3 日 間
セ ン タ ー 滞 在 者	滞在期間	滞在期間

2 センターの滞在者には、必要に応じて帯出許可書を交付する。

第10条 次の各号に掲げる図書は、帯出を禁止する。

- (1) 貴重図書

- (2) 辞書類
 - (3) 計算機マニュアル類
 - (4) 新着雑誌（受入後1週間以内のもの）
- 第11条 帯出を希望する者は、ブックカードに所定の事項を記入して、次の各号に掲げる手続を経なければならない。
- (1) 本学の教職員および大学院学生は、各々の所属する学科等の図書室が発行する借用証を提出すること。
 - (2) 滞在者は、帯出許可書を提出すること。
- 第12条 帯出の順位は、申し込み順とする。
- 第13条 帯出図書は、転貸してはならない。
- 第14条 帯出期間中に事務整理の必要が生じた場合は、一時返却を求めることができる。
- 第15条 閲覧または帯出中の図書を汚損または紛失したときは、弁償しなければならない。ただし、図書委員会が指定する方法によることができる。
- 第16条 退職または卒業後によって利用資格を失った時は、帯出中の図書はただちに返却しなければならない。
- 第17条 この内規に定める事項に違反した者は、一定期間、閲覧および帯出を禁止することができる。
- 第18条 この内規の運用に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この内規は昭和47年7月18日から施行する。